

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	4	府省庁名 農林水産省	
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 事業税(外形) <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> その他()		
要望項目名	肉用牛売却所得の課税の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・適用期限を3年延長すること。 ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 農業を営む個人又は農業生産法人が飼育した肉用牛を家畜市場、中央卸売市場、農林水産大臣が認定した食肉市場等において売却した場合又は飼育した生後1年未満の肉用子牛を農林水産大臣が指定した農業協同組合若しくは同連合会に委託して売却した場合の事業所得に係る住民税（所得割）の免除。（昭和44年度創設） ・特例措置の内容 農業者が免税対象飼育牛1頭当たりの売却価格100万円（乳用種は50万円）未満の肉用牛又は高等登録牛であって、かつ、その肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内であるとき、事業所得に係る住民税の所得割を免除。 		
関係条文	地方税法附則第6条		
減収見込額	(初年度) - (1,631) (平年度) - (2,113) (単位:百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 本特例措置は、我が国の肉用牛経営が本特例措置を活用することにより、農林水産大臣が定める「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」（目標年度平成32年度）にかかる「酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針」に基づき、牛肉の需要の長期見通しに即した牛肉の生産数量の目標及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標に向けた取組を推進させ、高品質で安心・安全な国産牛肉の安定供給、離島、山村地域等条件不利地域を含む国土保全・有効活用の貢献を通じた食料自給率の向上、雇用の創出等地域経済への貢献、新たな輸出産業としての拡大が促進されることを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性 肉用牛生産は、高品質で安心・安全な国産牛肉の安定供給、離島、山村地域等条件不利地域を含む国土保全・有効活用の貢献を通じた食料自給率の向上、雇用の創出等の地域経済への貢献、新たな輸出産業としての拡大が促進されることを目的としている。</p> <p>また、肉用牛経営は、繁殖雌牛が初産分娩するまで2年以上かかるなど飼養期間が長く景気変動等による枝肉や子牛価格の変動の影響を受けやすいこと、口蹄疫の発生や飼料等のコストの増加、景気後退による需要減少、さらにはWTO、EPA等国際化の進展など、厳しい環境にあり、今後とも経営の安定と国産牛肉の安定供給を図っていくためには、引き続き、経営体質を強化されていくための本特例措置の継続が必要不可欠である。</p> <p>特に、22年4月の宮崎県での口蹄疫発生に伴い、九州地域を中心に23年度以降肉用牛生産の復旧を本格化させる必要があり、本特例措置の活用が重要となっている。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政体系における政策目的の位置付け	<p>「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づく「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」(平成22年7月27日公表)</p> <p>「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」において、肉用牛生産は、重要な動物性たんぱく質の供給源であるほか、地域資源の活用による地域の雇用の創出や国土の保全等に重要な役割を果たすものとされ、本制度は肉用牛経営の維持・発展のための有効なツール。</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の持続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保(食料)</p> <p>《政策分野》 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化</p>																			
	政策の達成目標	<p>「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」における平成32年度の肉用牛飼養頭数、牛肉(枝肉)生産量を達成目標としている。</p> <p>なお、平成32年度の国内牛肉生産量は、和牛の繁殖雌牛飼養頭数が増加することに伴い、生産量は増加(25万トン(20年度比+3万トン))するものの、乳用種は減少(27万トン(20年度比3万トン))することが見込まれることから、20年度と同程度の52万トンと設定。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">目 標</th> </tr> <tr> <th>20年度 (A)</th> <th>32年度 (B)</th> <th>年平均伸び率 (%) (20~32年度)</th> <th>比率 (%) (B)/(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肉用牛飼養頭数 (単位:万頭)</td> <td>292</td> <td>296</td> <td>0.1</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>牛肉(枝肉)生産量 (単位:万トン)</td> <td>52</td> <td>52</td> <td>0</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	目 標				20年度 (A)	32年度 (B)	年平均伸び率 (%) (20~32年度)	比率 (%) (B)/(A)	肉用牛飼養頭数 (単位:万頭)	292	296	0.1	101	牛肉(枝肉)生産量 (単位:万トン)	52	52	0	100
	区 分	目 標																			
		20年度 (A)	32年度 (B)	年平均伸び率 (%) (20~32年度)	比率 (%) (B)/(A)																
肉用牛飼養頭数 (単位:万頭)	292	296	0.1	101																	
牛肉(枝肉)生産量 (単位:万トン)	52	52	0	100																	
税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成25年度から平成27年度																				
同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ																				
政策目標の達成状況	<p>高品質で安心・安全な国産牛肉の安定供給、離島、山村地域等条件不利地域を含む国土保全・有効活用を通じた食料自給率の向上、雇用の創出等の地域経済の貢献、新たな輸出産業としての拡大が促進されているところ。</p> <p>また、平成27年度目標(17年度決定)には、まだ隔たりがあるものの、過去3年間(18年度~20年度)で見ると、肉用牛飼養頭数で6.1%増(27年度目標348万頭に対して、17年度276万頭が20年度292万頭)、牛肉(枝肉)生産量で4.2%増(27年度目標61万トに対して、17年度50万トが20年度52万ト)となっている。</p>																				
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用対象者</td> <td>74,400</td> </tr> <tr> <td>件 数</td> <td>15,963</td> </tr> <tr> <td>減税額(百万円)</td> <td>1,631</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成23年度	適用対象者	74,400	件 数	15,963	減税額(百万円)	1,631											
	区 分	平成23年度																			
適用対象者	74,400																				
件 数	15,963																				
減税額(百万円)	1,631																				
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	国産牛肉の安定供給が国内の消費者等から強く求められている中で、肉用牛農家の経営の安定を図り、条件不利地域の産業基盤の維持や新たな雇用の創出を促す上でも本特例措置は有効。																				
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例(所得税、法人税)																			

<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>肉用子牛生産者補給金制度 指定肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に国から補給金を交付。(平成22年度予算額248億円)</p> <p>肉用牛繁殖経営支援事業 肉用子牛生産者補給金制度を補完し、子牛価格が家族労働費の8割水準を下回った場合に差額の一部を補てんとして交付。(平成22年度予算額14億円)</p> <p>肉用牛肥育経営安定特別対策事業 肥育牛1頭当たりの粗収益が生産費を下回った場合に差額の一部を補てん金として交付。(平成22年度予算額85億円)</p> <p>牛肉の価格安定制度 牛肉の実勢価格を一定の価格帯の中に安定させるため、独立行政法人農畜産業振興機構の売買操作や生産者団体の調整保管を行う。</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>上記予算措置により、肉用牛繁殖・肥育経営の経営安定を図っているところ。 一方、本特例措置では、個人経営等を対象とした施設整備、雇用の創出等について税制面から支援することにより、資本の充実を促進し規模拡大や経営の合理化を推進させるものである。これらにより経営体質の改善を図る。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p> <p>肉用牛経営の維持・発展を図るための措置として、家畜市場等で公正に取引された牛に限定して必要最低限の範囲で実施。</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>平成19年度(実績)</th> <th>20年度(実績)</th> <th>21年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">適用対象者</td> <td>85,600</td> <td>82,300</td> <td>80,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実績</td> <td>件数</td> <td>22,594</td> <td>21,006</td> <td>18,187</td> </tr> <tr> <td>減税額(百万円)</td> <td>3,558</td> <td>4,196</td> <td>2,401</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		平成19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	適用対象者		85,600	82,300	80,400	実績	件数	22,594	21,006	18,187	減税額(百万円)	3,558	4,196	2,401
	区 分		平成19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)															
適用対象者		85,600	82,300	80,400																
実績	件数	22,594	21,006	18,187																
	減税額(百万円)	3,558	4,196	2,401																
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置により、肉用牛経営における自己資金の蓄積を図り、生産性の向上や規模拡大に向けた設備投資のため各経営の創意工夫による多様な取り組みを促し、個人経営等を対象とした畜舎等の施設整備の支援を実施することで、食料自給率の向上、雇用の創出等の地域経済への貢献、新たな輸出産業としての拡大が促進される。</p>																			
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>政策の達成目標と同じ</p>																			
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>原油価格の上昇を背景とした飼料価格の高騰等による生産コストの上昇に加え、リーマンショックに端を発した景気後退による牛肉価格の低下による販売価格の低下、口蹄疫による家畜流通の停止等が重なったため。</p>																			
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>改正経緯 平成20年度：延長、1戸当たり売却価格に上限(2,000頭)を設定、1頭当たり売却価格の上限を見直し(乳用種の売却価格100万円から50万円) 平成17年度：延長、適用期間を5年間から3年間に短縮 平成16年度：農業災害補償法の改正に伴う規定の整備 平成12年度：延長 平成8年度：延長 平成3年度：延長、農協等の指定要件の変更、農協等への委託販売の対象に肉専用種子牛を拡大 昭和61年度：延長 昭和57年度：延長、子牛の生産の用に供されたことのない乳用雌牛の追加、100万円以上の肉用牛を課税 昭和53年度：延長 昭和50年度：乳用雄子牛の価格安定事業を行う農林水産大臣の指定路を受けた農協等を追加 昭和48年度：延長 昭和46年度：食肉センター等のうち農林水産大臣の認定を受けた市場を追加 昭和45年度：条例市場のうち農林水産大臣の認定を受けた市場を追加 昭和44年度：創設</p>																			